協議資料３

様式第１－２号

令和８年　　月　　日

中部運輸局　岐阜運輸支局長　殿

名　　称　飛騨市
住　　所　岐阜県飛騨市本町 2 番 22 号
代表者の氏名　飛騨市長　都竹　淳也

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第７９条の６及び同法施行規則第５１条の１０の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名
名　　称　飛騨市
住　　所　岐阜県飛騨市本町 2 番 22 号
代表者の氏名　飛騨市長　都竹　淳也

２．登録番号
中岐市交第 11 号

３．自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

４．路線又は運送の区域
(1) 路　線

	起　　点	主たる経過地	終　点	キ　ロ　程
１．畦畑線	古川中学校	宮城保育園、古川小学校、平岩研修センター前、上組作業場前、諏訪神社	飛騨古川駅	10.5km
２．太江線	飛騨古川駅	吉城高校口、杉崎	太江上野中	9.5km
	古川町地内			－
３．稲越線	角川駅	ゆうわーくはうす・河合診療	山王	14.5km

協議資料３

		所、大谷口		
	河合町地内			ー
４．桃源郷線	道の駅アルプ飛騨古川	吉城高校口、飛騨古川駅、古川中学校、古川西小学校、寺村	山王	27.5km
	古川町地内			ー
５．宮川線	飛騨古川駅	古川中学校、若田前、角川駅、宮川振興事務所・坂上駅、宮川小学校、打保駅前、杉原駅前	小豆沢	39.7km
	古川町以内及び宮川町地内			ー
６．かみおか循環線（かみおかぐるりんバス）	神岡振興事務所	濃飛バス神岡営業所、割石温泉、飛騨市民病院、ガッタンゴー旧奥飛騨温泉口駅	神岡振興事務所	21.7km
７．河合・宮川乗合タクシー	河合町地内及び宮川町地内			ー
８．稲越乗合タクシー	河合町地内及び古川町地内			ー
９．神岡北部乗合タクシー	神岡町地内及び富山市地内			ー

(2) 運送の区域

区　　域	備　　考
飛騨市内	河合・宮川乗合タクシー河合町地内及び宮川町地内 稲越乗合タクシー河合町地内及び古川町地内 神岡北部乗合タクシーについては神岡町地内及び富山市地内

５．事務所の名称及び位置

⑴事務所の名称及び位置

事務所の名称	位　　置
飛騨市役所	岐阜県飛騨市古川町本町 2 番 22 号
飛騨市河合振興事務所	岐阜県飛騨市河合町角川 223 番地 1
飛騨市宮川振興事務所	岐阜県飛騨市宮川町林 50 番地 1
飛騨市神岡振興事務所	岐阜県飛騨市神岡町東町 378 番地

⑵事務所ごとに対応する路線

事務所の名称	路　　線
飛騨市役所	畦畑線、太江線、桃源郷線、稲越乗合タクシー
飛騨市役所河合振興事務所	稲越線、河合宮川乗合タクシー
飛騨市役所宮川振興事務所	宮川線、河合宮川乗合タクシー
飛騨市神岡振興事務所	かみおか循環線、神岡北部乗合タクシー

協議資料３

６．事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車（軽）		合計	
飛騨市役所	保有	7		3 （ ）		１０	
	持込		※ １	１ （ ）	※ （ ）	１	※ １
	合計	8		4 （ ）		１２	
河合振興事務所	保有	2		2 （ ）		4	
	持込		※		※ （ ）		※
	合計	2		2		4	
宮川振興事務所	保有	4		2 （ ）		6	
	持込		※		※ （ ）		※
	合計	4		2		6	
神岡振興事務所	保有			4 （ ）		4	
	持込		※		※ （ ）		※
	合計			4		4	

軽自動車については、（ ）内に内数で記載すること
事業用自動車については、※欄に記載すること

７．運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	飛騨市に在住する準民およびその親族、その他飛騨市に日常の用務を有する者、飛騨市への来訪者等

８．路線又は運送の区域ごとの対価の額
（必要に応じ関係資料を添付のこと）
ゾーン内の移動 200 円、ゾーンをまたぐ場合 300 円
ゾーンの区域については別紙のとおり

協議資料３

１０．添付書類

~~（１）定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿~~

（２）路線図

~~（３）法第７９条の４第１～４号に該当しない旨を証する書類~~

（４）地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

（５）自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

（６）運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

（７）運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

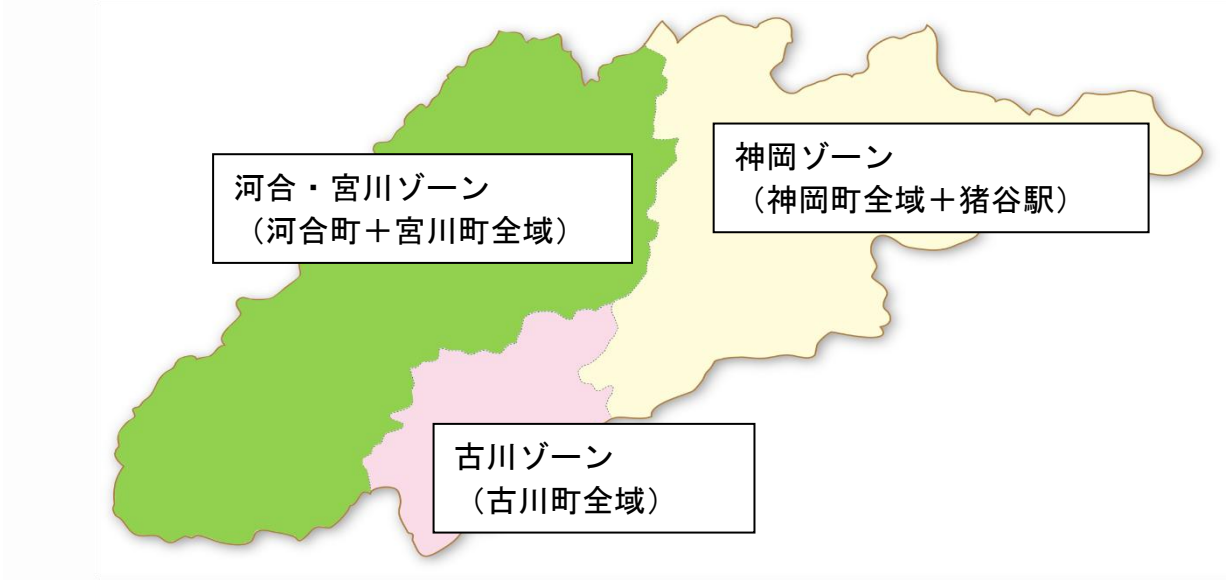
（８）整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

（９）事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

（10）自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

協議資料３

各ゾーンの区域



協議資料３

様式第１－５号

令和　８年　８月　　日

中部運輸局　岐阜運輸支局長　殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

１．自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

２．地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
（名称）飛騨市公共交通会議
（対象市町村）飛騨市

３．地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和８年８月 25 日

４．運送主体の名称、住所、代表者の氏名
名　称：飛騨市
住　所：岐阜県飛騨市古川町本町 2 番 22 号
代表者：飛騨市長　都竹　淳也

５．調った協議の内容
（１）路線又は運送の区域
（２）旅客から収受する対価
（３）運送しようとする旅客の範囲

６．その他特記事項

令和　８年　８月　　日
飛騨市公共交通会議　会長　都竹　淳也　　㊞

協議資料３

様式第４号

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（飛騨市）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏　　名	住　　所	運転免許の種類	
			区　分	種　類
１				種
２				種
３		省略		種
４				種
５				種
６				種
７				種
８				種

※　運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び１種・２種）を記載すること。
※　第２種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

協議資料３

様式第６号

運行管理の責任者　就任承諾書

申請者（飛騨市）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第５１条の１８に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和　８年　８月　　日

住　　所　飛騨市[redacted]

氏　　名　山村　悟史　　㊞

※　乗車定員１１以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

協議資料３

様式第６号

運行管理の責任者　就任承諾書

申請者（飛騨市）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第５１条の１８に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和　８年　８月　　日

住　　所　岐阜県飛騨市[redacted]

氏　　名　谷端　敏明　　㊞

※　乗車定員１１以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

協議資料３

様式第７号

運送の主体（申請者名）	飛驒市

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（　飛驒市役所　）

１．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託	協力
１	山村　悟史（ニ）	飛驒市[redacted]	法 23 条第 1 項の運行管理者	○	
２	塚腰　幸治（ニ）	飛驒市[redacted]	法 23 条第 1 項の運行管理者	○	

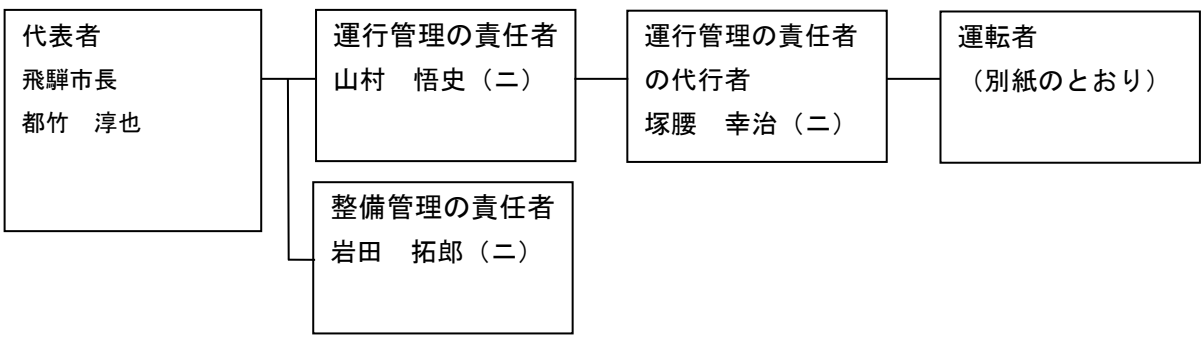
- 乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	協力
１	岩田　拓郎（ニ）	飛驒市[redacted]	
２			
３			

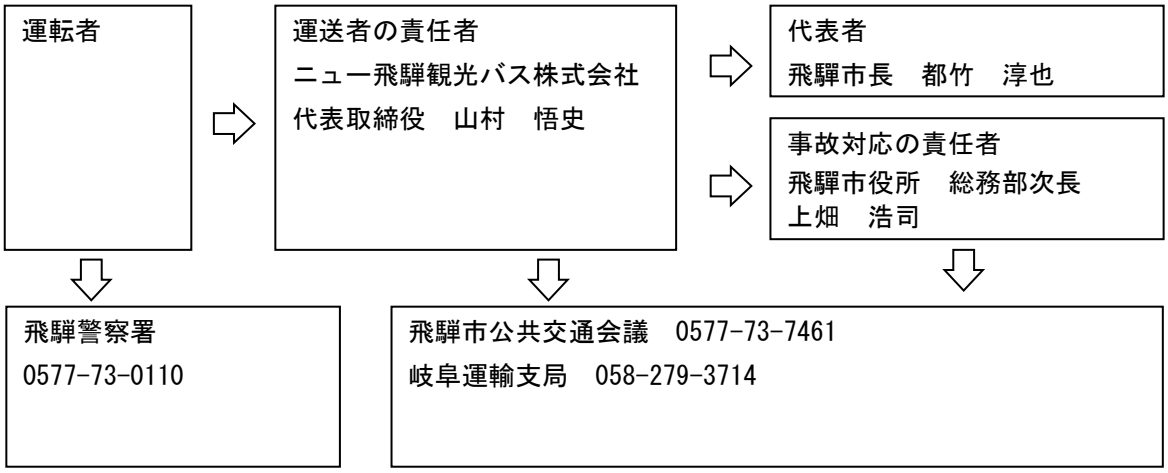
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



協議資料３

２．事故処理連絡体制



３．苦情処理体制

苦情処理責任者	苦情処理担当者
飛騨市役所 総務部次長　上畑　浩司	飛騨市役所 総務課　稲越　崇文

※　（ニ）はニュー飛騨観光バス株式会社所属

協議資料３

様式第７号

運送の主体（申請者名）	飛騨市

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（　河合振興事務所　）

１．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託	協力
１	河合振興事務所 次長　川邊　哲生	飛騨市河合町角川 223 番地 1	その他		
２	山村　悟史（ニ）	飛騨市[redacted]	法 23 条第 1 項の運行管理者	○	
３	塚腰　幸治（ニ）	飛騨市[redacted]	法 23 条第 1 項の運行管理者	○	

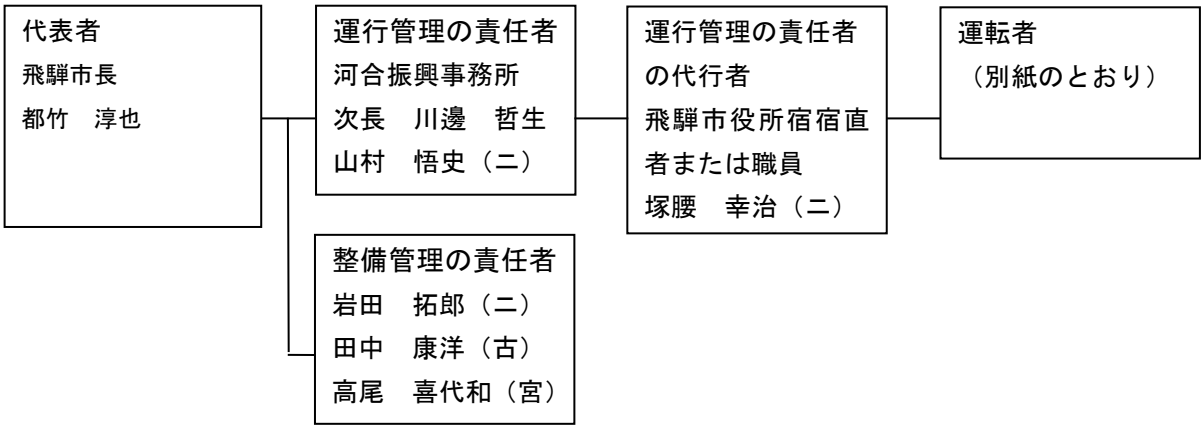
- 乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	協力
１	岩田　拓郎（ニ）	飛騨市[redacted]	
２	田中　康洋（古）	高山市[redacted]	
３	高尾　喜代和（宮）	飛騨市[redacted]	

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



協議資料３

２．事故処理連絡体制

運転者

運送者の責任者
ニュー飛騨観光バス株式会社
代表取締役　山村　悟史
宮川タクシー・古川タクシー合同企業体
代表　野戸　修

代表者
飛騨市長　都竹　淳也

事故対応の責任者
河合振興事務所
次長　川邊　哲生

飛騨警察署
0577-73-0110

飛騨市公共交通会議　0577-73-7461
岐阜運輸支局　058-279-3714

３．苦情処理体制

苦情処理責任者
飛騨市役所
総務部次長　上畑　浩司

苦情処理担当者
飛騨市役所
総務課　稲越　崇文

※　（ニ）はニュー飛騨観光バス株式会社所属
（古）は古川タクシー株式会社所属
（宮）は宮川タクシー株式会社所属

協議資料３

様式第７号

運送の主体（申請者名）	飛騨市

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（　宮川振興事務所　）

１．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託	協力
1	宮川振興事務所 所長　清水　則久	飛騨市宮川町林 50 番地 1	その他		
2	谷端　敏明（ゆ）	飛騨市[redacted]	その他	○	

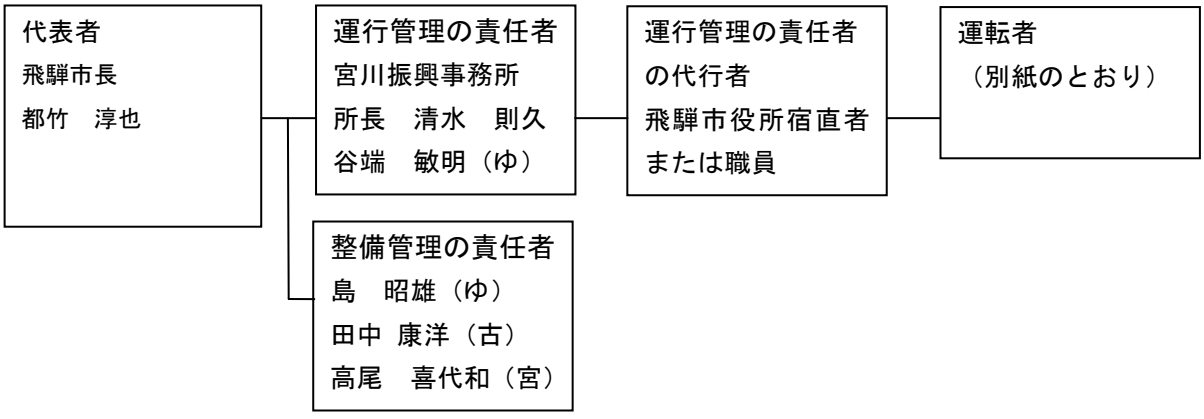
- 乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	協力
1	島　昭雄（ゆ）	飛騨市[redacted]	
2	田中　康洋（古）	高山市[redacted]	
3	高尾　喜代和（宮）	飛騨市[redacted]	

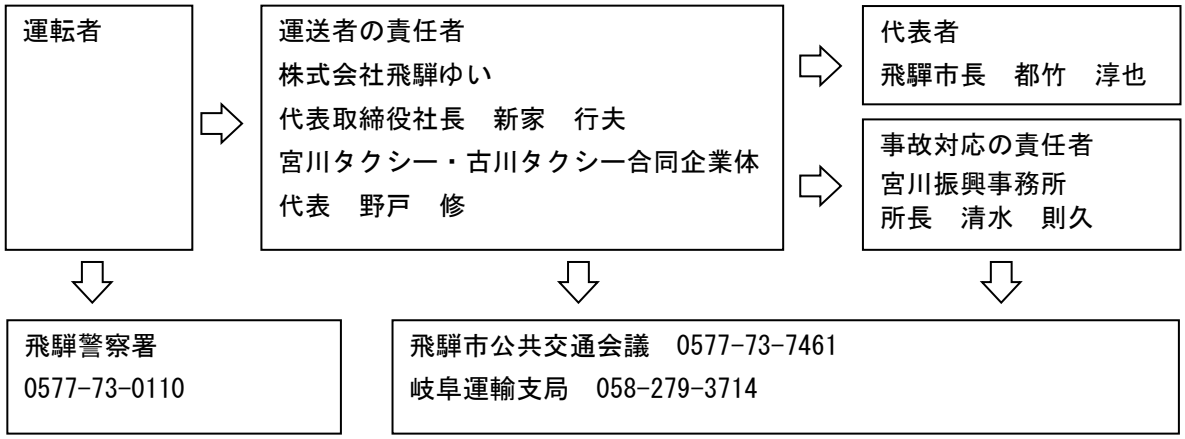
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



協議資料３

２．事故処理連絡体制



３．苦情処理体制

苦情処理責任者	苦情処理担当者
飛騨市役所 総務部次長　上畑　浩司	飛騨市役所 総務課　稲越　崇文

※　（ゆ）は株式会社飛騨ゆい所属
　　（古）は古川タクシー株式会社所属
　　（宮）は宮川タクシー株式会社所属

協議資料３

様式第７号

運送の主体（申請者名）	飛騨市

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（　神岡振興事務所　）

１．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託	協力
１	神岡振興事務所 次長　森本　睦	飛騨市神岡町東町 378 番地	その他		
２					

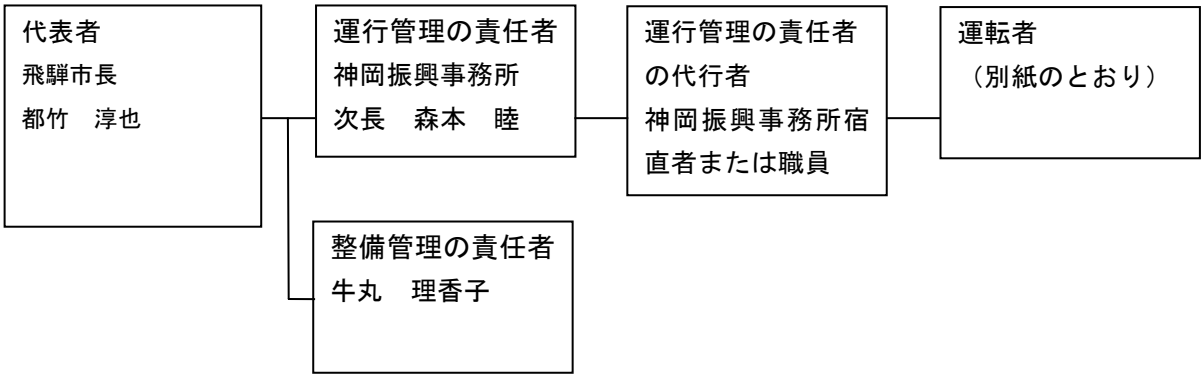
- 乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に〇印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に〇印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	協力
１	牛丸　理香子（宝）	飛騨市[redacted]	
２			
３			

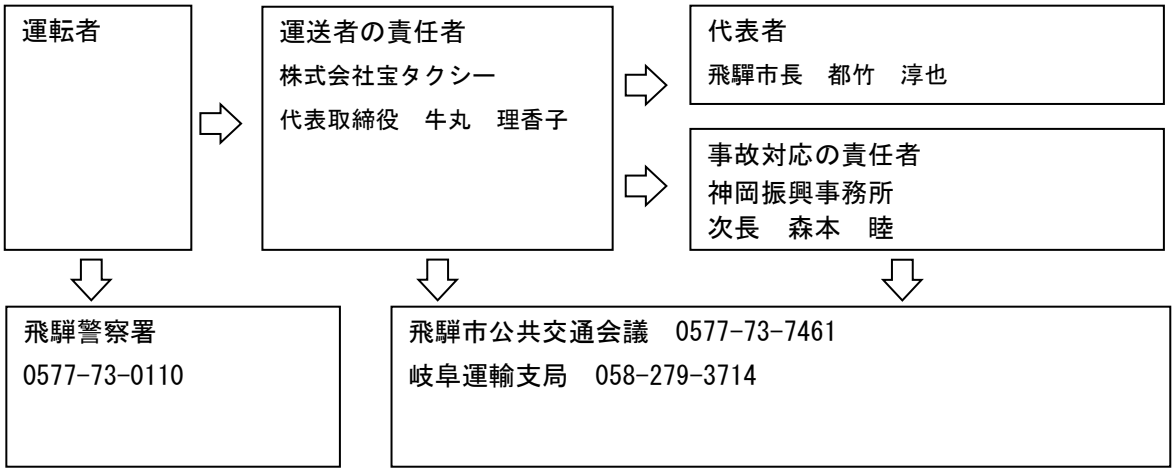
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に〇印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



協議資料３

２．事故処理連絡体制



３．苦情処理体制

苦情処理責任者	苦情処理担当者
飛騨市役所	飛騨市役所
総務部次長　上畑　浩司	総務課　稲越　崇文

※　（宝）は株式会社宝タクシー所属